

三重県地球温暖化対策総合計画の改定について

1 改定の経緯

2021（令和3）年3月に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」を国の削減目標に即した計画とするため、三重県環境審議会に設置した三重県地球温暖化対策総合計画部会において検討を進め、2023（令和5）年3月に計画の改定を行いました。

2 主な改定の内容

(1) 区域（三重県域）から排出される温室効果ガスの削減

区域における削減目標については、国の削減目標（46%削減）をふまえつつ、国の対策による削減効果と県独自の対策による削減効果を積み上げて設定し、2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比**47%削減**（改定前：30%削減）を目標とします。（表1のとおり）

表1 区域における削減目標

（単位：千t-CO₂）

区分	2013年度 （基準年度）	2030年度 BAU (A)	削減量		2030年度 排出量 （=A-B-C）	県の削減 目標 （2013年 度比）	【参考】 県の削減目 標（改定前） （2013年 度比）	【参考】 国の削減目 標 （2013年度 比）
			国の対策 (B)	県の対策 (C)				
二酸化炭素（CO ₂ ）	25,953	24,034	7,447	2,237	14,350	-45%	-28%	-43%
産業部門	13,556	13,227	3,898	1,530	7,799	-42%	-24%	-38%
業務その他部門	3,372	2,531	1,122	257	1,152	-66%	-49%	-51%
家庭部門	2,949	2,277	1,120	184	973	-67%	-49%	-66%
運輸部門	3,827	3,807	1,149	210	2,448	-36%	-18%	-35%
エネルギー転換部門	368	410	14	55	341	-7%	-19%	-47%
工業プロセス部門	1,295	1,153	14	—	1,139	-12%	-12%	—
廃棄物部門	586	629	130	1	498	-15%	-17%	—
非エネルギー起源CO ₂	—	—	—	—	—	—	—	-15%
メタン（CH ₄ ）	249	238	23	—	215	-14%	-19%	-11%
一酸化二窒素（N ₂ O）	564	565	10	—	555	-2%	-5%	-17%
代替フロン等4ガス	515	1,132	777	—	355	-31%	-40%	-44%
合計	27,282	25,968	8,257	2,237	15,474	-43%	-28%	-42%
吸収源対策	—	—	—	—	-950	—	—	(-0.48億 t-CO ₂)
合計（吸収源対策含む）					14,524	-47%	-30%	-46%

◎改定に伴い強化する取組

- 大規模事業所の自主的取組の促進（アドバイザー派遣）
- 県内企業の脱炭素経営に向けた取組への支援
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 自家消費型太陽光発電設備の導入促進
- 省エネ家電の一層の普及促進（協力店舗登録制度）
- 次世代自動車の導入促進
- 市町における脱炭素への取組の促進

(2) 県の事務事業より排出される温室効果ガスの削減

県の事務事業における削減目標については、国の政府実行計画における削減目標(50%削減)をふまえ、2030(令和12)年度において2013(平成25)年度比52%削減(改定前:40%削減)とします。確実に取組を進めていくため、各部局等それぞれが52%削減をめざすこととし、温室効果ガスの削減に向けた計画的な取組をお願いします。(別紙)

ただし、今後も施設の拡張等が見込まれる流域下水道事業(県土整備部)及び水道・工業用水道事業(企業庁)については、別途削減目標を設定するなど、削減に向けた取組を行うものとします。

表2 県の事務事業における削減目標 (単位:t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)		2030年度		【参考】 県の削減目 標(改定前)	【参考】 国の削減目 標
	目標排出量	基準年度比				
電気	38,711	58,930	28,286	-52%	-40%	-50%
公用車燃料	7,601					
庁舎使用燃料等	11,511					
その他(水田の耕作、家畜の飼養等)	1,107					

	2013年度 排出量 (基準年度)	2030年度
流域下水道事業(県土整備部)	26,115	別途
水道・工業用水道事業(企業庁)	27,356	別途

◎改定に伴い追加又は強化する取組

- 県有施設全体に2030年度までにLED照明を導入
- 公用車の新規導入・更新時の電動車化
- 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の最大限の導入
- PPA*モデル等を活用した再生可能エネルギー電力の導入促進
- 新規建築物については、原則40%以上の省エネ等を実施

*Power Purchase Agreement(電力販売契約)モデルの略称であり、電力需要家が保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を電力需要家が施設使うことで、初期投資なしに再生可能エネルギーによる自家消費を行うことができる仕組み

3 今後の進捗管理

県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」において、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的な改善を図ります。

また、県の事務事業における進捗状況については、「三重県脱炭素社会推進本部」において各部局等における取組状況や温室効果ガスの削減状況等を共有し、適切な予算の確保や着実な取組の推進につなげていきます。

○2023(令和5)年度 年間スケジュール案

- R5.7月 三重県脱炭素社会推進本部(2022年度の各部局等の取組結果及び削減結果)
- R5.8月 三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会
- R6.1月 三重県脱炭素社会推進本部(各部局等の取組状況及び2024年度の取組方向)